



日本相続学会東海ブロックオープンセミナー  
実務家必見！  
すぐに仕事に活かせる改正相続法

どなたでもご参加いただけます

2018年 12月 5日 水  
18:00～20:00

参加費  
2000円

会場：ウインクあいち 907会議室

第1部 「改正相続法と相続・事業承継対策」

講師：弁護士 竹内裕詞

第2部 「改正相続法と生命保険販売」

講師：日本相続学会会長 伊藤久夫

改正相続法が7月に成立・公布し、来年から再来年にかけて順次施行されます。  
改正相続法には実務家が押さえておくべき変更規定、新設制度が盛り沢山です。  
是非、このセミナーに参加し、明日からの仕事に役立ててください。

※セミナー終了後、講師を交えてセミナー会場近くで忘年会を行います(参加費5000円程度)。

お問合せ

東海ブロック事務局 さくら総合法律事務所

名古屋市中区錦二丁目4-3 錦パークビル2階

[TEL]052-265-6663

一般社団法人 日本相続学会

【参加申込書】 セミナーのみ参加 ・ セミナー＋懇親会参加

氏名

連絡先

[E-mail]otoiawase8@sakura-sogo.jp または[FAX]052-265-6664 にてお申し込みください。

